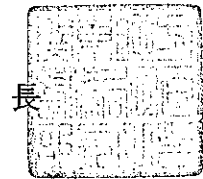




国関整技管第51号
平成21年7月8日

社団法人東京建設業協会長 様

国土交通省
関東地方整備局
企画部



「建設現場悩み相談窓口」の設置について（参考送付）

これまで関東地方整備局では、「三者会議」、「設計変更審査会」、「ワンデーレスポンス」及び平成21年5月から「土木工事書類作成マニュアル相談窓口」を設置し、建設現場で請負者が抱える様々な疑問・問題をスムーズに解決するために取り組んできました。

今回、請負者が工事を履行する上で、「請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み」の相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を新たに設置し、契約関係の明確化及び適正化をより一層図っていくものです。

『建設現場悩み相談窓口』へ相談できる対象工事は、関東地方整備局発注（港湾空港除く）の工事で請負契約期間中に限ります。

また、相談できる対象者は、請負契約当事者であれば、現場代理人、監理技術者、担当技術者、営業担当者等、どなたでも相談できます。

なお、相談内容は、監督員、発注担当事務所へ相談できないような現場の悩みとし、建設現場悩み相談様式に記載したものを『建設現場悩み相談窓口』へFAX、メール、郵送又は持参のいずれかにより提出して頂きます。『建設現場悩み相談窓口』に直接電話による相談は、受け付けません。

建設現場悩み相談様式、送付先等については、関東地方整備局ホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/inq.htm>）に平成21年7月8日から掲載します。

なお、貴会におかれましては、傘下建設業者に対し、上記について周知いただくようお願いいたします。

『建設現場悩み相談窓口』の設置について

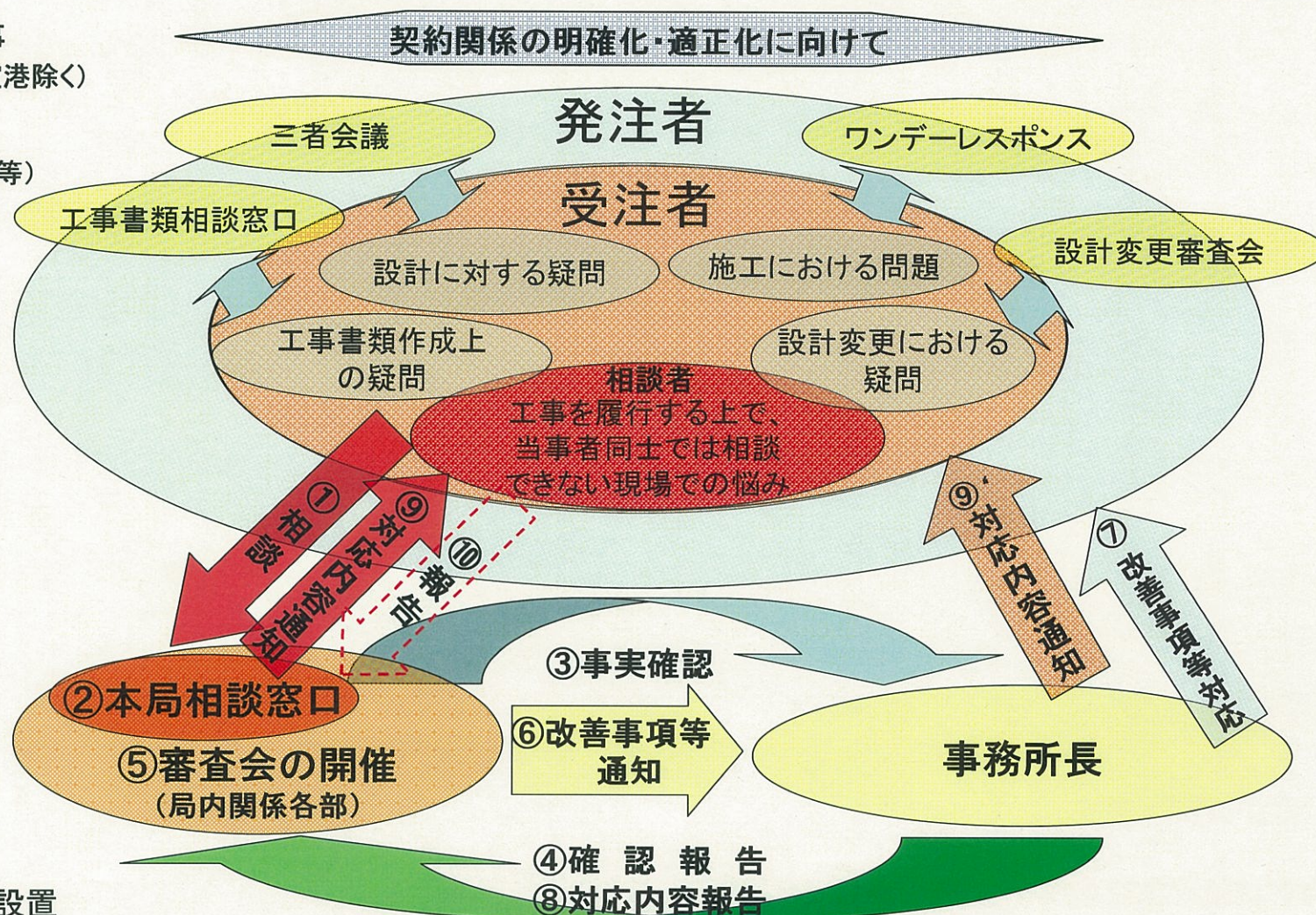
これまで、三者会議・設計変更審査会・ワンデーレスポンス及びH21.5からは土木工事書類作成マニュアル相談窓口を設置し、建設現場で請負者が抱える様々な疑問・問題をスムーズに解決するために取り組んできました。
今回、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を新たに本局に設置することとしました。

対 象: 請負契約期間中の工事
関東地整発注工事(港湾空港除く)

相 談 者: 請負契約者
(現場代理人、営業担当者等)

受付時期: 請負契約期間中

相談方法: 本局相談窓口へ
メール、郵送、FAX、
持ち込み(口頭では、
受け付けない)



※本局相談窓口:
企画部 技術管理課に設置

『建設現場悩み相談』様式

工事を履行する上での現場で抱える悩み、
疑問、問題が発生



請負契約期間中の工事で、監督員、発注
担当事務所へ相談できない



建設現場悩み相談様式に必要事項を記載
(相談内容に適正に対応するため、相談者情報・相談
内容を詳細に記載する。なお、会社名以外の相談者情
報は、相談窓口のみで取り扱う)



FAX、メール、郵送、窓口へ持参
(齟齬がないようにする)



『建設現場悩み相談窓口』で受付。
相談者へ受付番号を連絡。

建設現場悩み相談様式

(建設現場悩み相談様式について)

1. 工事を履行する上で、請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み(相談)について、下記様式に記載して下さい。
2. 受付完了後、相談窓口から受け付けたことをお知らせするため、受付番号を連絡します。
3. 工事完了後、現場での悩み(相談)が解決されたかどうかについて報告をお願いします。(報告様式は、任意の様式で受付番号を記載のうえ、相談窓口まで送付願います。)

(記載内容の取り扱いについて)

1. 本相談をされたことにより、当局から会社及び個人に対し、不利益となる取り扱いをすることは、一切ありません。
2. 記載されました個人情報につきましては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」にのっとり、本件の処理のためにのみ使用することとし、厳正に取り扱います。
3. なお、会社名以外の相談者情報は、当局の内部においても、本件相談窓口以外に伝わることはありません。

記 載 年 月 日		平成 年 月 日	
相 談 者 情 報	会 社 名		
	現場(会社)での役職		
	氏 名		
	連絡先(電話)及び E-mail又はFAX	TEL: E-mail:	FAX:
工 事 情 報	工 事 件 名		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	発 注 事 務 所		
相 談 内 容	工事を履行していく上で、監督員や担当事務所に相談できない 建設現場での悩み(相談)について具体的に記入して下さい。		
	(誰が、いつ、どこで、誰に、何を、どのような、など)		